

【令和3年度用（3月1日から申請を受け付けます）】

五泉市奨学金貸付のしおり

五泉市教育委員会

五泉市奨学金は、経済的理由のため修学困難な学生・生徒に学資資金を貸与して教育の機会均等を図り、社会の健全な発展に尽くす有能な人材を育成することを目的として設けられた制度です。

以下、五泉市から学資の貸付を受ける学生・生徒を「奨学生」といい、貸付される学資を「奨学金」といいます。

1. 貸付内容

- ① 高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（1～3年生）及び専修学校の高等課程・・・・・・・・月額／1万円（年額／12万円）
- ② 短期大学、高等学校（専攻科）、専門職短期大学、高等専門学校（4、5年生・専攻科）、専修学校の専門課程・・・・・・・・月額／2万円（年額／24万円）
- ③ 大学、専門職大学、大学院・・・・・・・・月額／3万円（年額／36万円）

○貸付開始は、申し込みを行った翌月分からとなります。

○奨学金は年2回、奨学生本人の金融機関の指定口座へ振り込みます。

○貸付対象期間は、いずれの学校も申し込みの翌月から、在学する学校の正規の修学期間までです。（6年制大学の場合、最長6年間）

○通信制、定時制は問いません。

○奨学金は無利子です。

○奨学金は他の団体が運営する奨学金と併用できます。ただし、他の奨学金制度では他との併用ができない場合もありますので、ご注意ください。

2. 奨学生の義務

奨学金は学費として貸し付けるものですから、奨学生は卒業後、五泉市奨学金貸付条例により返還しなければなりません。

この返還金はその年の奨学金となり、後輩へと引き継がれていきます。

○奨学生は貸付の終了した月の翌月から、

・貸付額が60万円以下の場合・・・・ 5年以内

・貸付額が60万円を超える場合・・・・ 10年以内 で返還

○途中で貸付を辞退、または退学や留年により貸付が廃止された場合は、その事実が発生した月の翌月から、

・貸付額が60万円以下の場合・・・・ 5年以内

・貸付額が60万円を超える場合・・・・ 10年以内 で返還

○奨学金を長期間、正当な理由なく返還を怠った場合、延滞金が課せられますので計画的に返還ください。

○返還を怠った場合は、連帯保証人及び保証人へ返還を請求いたします。

3. 奨学生の資格

次のすべてを満たす方へ貸付を行っております。

- ① 世帯の総所得金額が一定基準以下で、貸付を受けなければ本人の修学が困難な者
※基準については、別紙「収入基準について」をご参照ください。
- ② 市内に1年以上居住している人

4. 申し込みに必要な書類

次の書類を各1通ずつ提出ください。

- ① 奨学金貸付申請書（様式第1号、記入例を参考に作成ください。）
 - ◎申請書下段の連帯保証人及び保証人欄はそれぞれ自筆及び実印（印鑑登録をしてある印鑑）で記入、捺印ください。
 - ◎連帯保証人は保護者、保証人は別世帯の20歳以上の保証能力のある市内在住の方をお願いします。（市内に保証人となる方がいない場合はご相談ください。）
- ② 承諾書（別紙の様式、住民登録・所得及び課税状況調査の承諾書です。）
- ③ 合格通知書のコピーまたは在学証明書（各学校にて発行する学年の入ったもの）
※進学時の申請には合格通知書（コピー）、在学途中の申請には在学証明書（学年入り）をご用意ください。
- ④ 世帯全員の直近の源泉徴収票、確定申告書のコピー
または、所得証明書（6～12月に申請する場合に限る。6月中旬以降に税務課にて発行可能。）
※直近のもので、同一世帯の所得がある方全員分をご用意ください。

5. その他

- 貸付申請後、貸付決定の可否は文書にて通知いたします。
- 貸付が決定した場合は、借用申請時に連帯保証人と保証人の印鑑証明書、**収入印紙（令和4年3月31日まで印紙税の非課税措置につき不要）**が必要となります。
- 次のいずれかに該当した場合は、届出の義務がありますのでご連絡ください。
 - ・休学、復学、転学又は退学したとき。
 - ・奨学生本人又は保証人の住所や電話番号など、重要な事項が変更されたとき。
- 貸付2年目以降は、毎年在学証明書（後期分は現況届）の提出いただき、在学状況の確認をさせていただいたのち、奨学金の振り込みをいたします。
提出については、確認の時期に文書をお送りします。
- 奨学生が休学、又は退学などにより貸付資格に該当しなくなった場合は、奨学金の貸付を停止、又は廃止します。

【お問い合わせ先・提出先】

五泉市教育委員会 学校教育課（市役所4階）

TEL 0250-43-3911（内線 359）

※村松支所では申請できません。

(別紙)

収入基準について

申請者本人が属する世帯の、申請日の前年総所得金額が別表2の基準額以下であること。総所得金額とは、その世帯の年間総収入金額を次のA及びBにより計算した金額をいう。

A. 給与所得（源泉徴収票の「支払金額」欄の額を指します）

○給与所得のある方1人につき別表1の控除計算を行います。

○2つ以上給与所得の収入源がある方は、これらを合算した額で控除計算を行います。

【別表1】 控除額一覧表

個人の年間収入金額	控除額
329万円以下の場合	年間収入金額と同額（全額控除）
329万円を超えて400万円以下の場合	年間収入金額×0.2+263万円
400万円を超えて878万円以下の場合	年間収入金額×0.3+223万円
878万円を超える場合	486万円

B. 給与所得以外（自営・農業収入など）

○確定申告書における「所得金額」になります。控除済の額のため控除はありません。

※公的年金等に係る雑所得の金額は、その年中の公的年金等の収入金額から、公的年金等控除額を控除した金額となります。

【別表2】 総所得基準額一覧表

世帯人数	基準額	世帯人数	基準額
1人	215万円	5人	462万円
2人	341万円	6人	486万円
3人	397万円	7人	511万円
4人	430万円	8人	528万円

※世帯人数が7人を超える場合、1人増すごとに17万円を世帯人数7人の基準額に加算して計算します。

参考例（5人家族で基準を満たす場合）

	所得区分	収入額	－	控除額	=	所得額	備考
本人	なし					0円	
父	給与所得	5,000,000円	－	3,730,000円	=	1,270,000円	会社員
母	なし					0円	
兄	給与所得	700,000円	－	700,000円	=	0円	アルバイトを2つ(40万+30万)行う。収入額が329万円以下のため全額控除。
祖父 (65歳)	農業所得	3,000,000円	－	0円	=	3,000,000円	農業所得額が入るため、控除額は0円。
	雑所得(年金)	1,500,000円	－	1,200,000円	=	300,000円	
世帯全員の年間総所得金額						4,570,000円	4,620,000円以下のため、基準を満たす。

(お知らせ) 令和3年4月～

**看護に関する免許/保育士・幼稚園教諭免許を取得される予定の方へ
(貸付金の減免制度について)**

看護に関する資格および保育士・幼稚園教諭資格を有する人材を確保し、市の医療体制や子育て体制の維持と充実を図る目的で、五泉市では奨学金の減免制度を設けています。

現在および今後、五泉市奨学金を受けている人で、一定期間、五泉市内の事業所で看護または保育士・幼稚園教諭の資格を要する業務に従事された場合に、五泉市奨学金の返還を減免しています。

【減免の内容】

- 減免対象者**
- ①看護に関する資格（看護師、准看護師、保健師、助産師）を取得して、卒業後五泉市内の医療機関等に就職し、その資格に基づく業務に3年以上従事する者
 - ②（新規）保育士・幼稚園教諭資格を取得して、市内の保育園、幼稚園、こども園などに就職し、その資格に基づく業務に3年以上従事する者
※保育士・幼稚園教諭資格の減免対象者は、令和3年4月以降に償還を開始する者が対象

減 免 額 3年／半額 5年／全額 ※償還済分・前年度以前の未納分は対象外

Q1：手続きについて教えてください。

A：事業所発行の就業証明書を添えて、償還猶予の申請を学校教育課で行ってください。就業証明書は毎年提出が必要です。勤務して3年経過で貸付額の半額の減免申請。さらにもう2年勤め、5年が経過で残りの減免申請が行えます。

Q2：3年に満たない場合はどうなりますか？

A：退職または市外の事業所へ転職した時点で返還猶予が失効しますので、全額を返済して頂くことになります。市役所にて返済の手続きを行ってください。
※短期間の転勤や転職は、猶予が継続される場合がありますのでご相談ください。

Q3：市外に引っ越しましたが、引き続き市内の事業所に勤めた場合は？

A：市内の事業所に従事しておりますので、減免対象者としての扱いになります。

Q4：卒業後、市外の事業所に勤務していましたが、市内の事業所に転職しました。奨学金の償還は残っていますが対象になりますか？

A：償還残額がある場合は、減免対象者としての扱いになります。

申請などについては、五泉市教育委員会学校教育課（43-3911）までお問い合わせください。

(お知らせ) 令和3年4月～

卒業後、五泉市内に引き続き居住する方へ
(貸付金の減免制度について)

人口減少対策の一環として、学校卒業後、一定期間継続して市内に居住している人に対する減免制度を設けました。居住期間が1年経過ごとに、申請年度の償還予定額の2分の1(上限7万2千円)の減免を最大5回まで受けることができます。5回減免を受けた場合は最大36万円(5年償還の場合、3回までで最大21万6千円)の減免となります。

五泉市は市内に住む人を応援します。ずっと五泉。～次の一歩を、ともに未来へ～

【減免の内容】

- 減免対象者** 令和3年4月以降に償還開始する人で以下のすべてに該当する人
- ①市内に住民登録があり、償還開始後1年以上継続して居住している人
 - ②他の五泉市奨学金減免制度の対象となっていないこと
 - ③前年度以前の五泉市奨学金償還額に滞納が無い人

減 免 額 償還計画に基づく申請年度の償還予定額(償還済額は除く)の2分の1
(上限:7万2千円)

減 免 回 数 償還期限5年(貸付総額60万以下)の場合: 3回まで
償還期限10年(貸付総額60万超)の場合: 5回まで
※減免を1回以上受けた後、転勤以外の理由で転出した場合は、再転入しても減免申請はできません。

Q1: 手続きについて教えてください。

A: 市内に住民登録があり、償還開始後の居住期間が1年間経過した場合、学校教育課で申請を行ってください。減免回数の上限に達するまで毎年申請ができます。減免の申請書類は学校教育課へお問い合わせください。

Q2: 在学中も市内に住んでいましたが、卒業後対象になりますか。

A: 減免の対象となります。居住期間に在学中は含めず、償還開始となる4月1日から1年間経過後に減免の対象となります。

Q3: 市外に転居した後、再び市内に住むことになった場合は対象になりますか。

A: 減免を受けていない場合は対象となります。減免を既に受けている人が、市外に転居した場合は再転入しても申請はできません。

※転勤により転居した場合や短期間で再転入した場合は、対象となる場合がありますのでご相談ください。

申請などについては、五泉市教育委員会学校教育課(43-3911)までお問い合わせください。